

成年後見制度に関する相談窓口

成年後見制度に関する御相談は、お住まいの市町村（成年後見制度担当課）へお問い合わせください。

市町村によっては、さらに、成年後見センターや社会福祉協議会を案内される場合があります。

専門職団体が設置している相談窓口

団体名・電話番号・受付時間
埼玉弁護士会高齢者・障がい者権利擁護センター「しんらい」 TEL：048-865-5770（平日 10時00分～12時00分 13時00分～16時00分）
埼玉司法書士会 法律相談（予約専用）TEL：048-838-7472（平日 10時00分～16時00分） 電話相談 TEL：048-838-1889（火曜日 13時00分～16時00分）
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート埼玉支部（司法書士会関連団体） 司法書士の紹介等 TEL：048-845-8551（平日 10時00分～12時00分 13時00分～16時00分） 電話相談 TEL：050-5527-9897（木曜日 13時00分～16時00分）
公益社団法人埼玉県社会福祉士会 権利擁護センターぱあとなあ埼玉 TEL：048-857-1717（平日 9時30分～16時30分 土曜日 10時00分～13時00分）
関東信越税理士会 成年後見支援センター TEL：048-796-4562（火曜日 10時00分～11時30分 13時00分～15時30分）
行政書士会 公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター埼玉県支部 事務局 TEL：048-833-0647（平日 10時00分～16時00分） 電話相談 TEL：070-9264-6135（平日 10時00分～16時00分）
一般社団法人社労士成年後見センター埼玉 TEL：080-8915-8370（平日 10時00分～12時00分 13時00分～16時00分）

さいたま家庭裁判所・支部

本庁・支部名	管轄市町村
本庁後見センター TEL：048-863-8816	さいたま市、川口市、鴻巣市、上尾市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、蓮田市、伊奈町
越谷支部後見係 TEL：048-910-0123	春日部市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、杉戸町、松伏町
川越支部後見係 TEL：049-273-3041	川越市、所沢市、狭山市、入間市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、ふじみ野市、三芳町、川島町
熊谷支部 TEL：048-500-3113	熊谷市、行田市、本庄市、東松山市、羽生市、深谷市、滑川町、嵐山町、小川町、吉見町、ときがわ町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町
秩父支部 TEL：0494-22-0226	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町
久喜出張所 TEL：0480-21-0157	加須市、久喜市、幸手市、白岡市、宮代町
飯能出張所 TEL：042-972-2342	飯能市、日高市、越生町、毛呂山町、鳩山町

上記の相談窓口一覧を、埼玉県ホームページ「成年後見制度等に関する相談窓口」に掲載しています。
URL：<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0609/3-seinen-kouken/3-seinen-kouken-senmonsyoku-soudan.html>

埼玉県成年後見窓口

検索

●発行

埼玉県福祉部地域包括ケア課

埼玉県社会福祉協議会権利擁護センター

TEL：048-830-3251

FAX：048-830-4781

TEL：048-822-1194

FAX：048-822-1406



令和7年2月発行



コバトン&さいたまっち

成年後見制度のご案内



シャキたまくん

九都県市共通成年後見制度利用促進ロゴマーク

発行／埼玉県、埼玉県社会福祉協議会



あなたの権利と財産を守ります

成年後見制度を考えてみませんか

九都県市（埼玉県、東京都、神奈川県、千葉県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）は認知症の人などの権利を擁護するために成年後見制度の利用を促進します。

埼玉県、埼玉県社会福祉協議会は、市町村、市町村社会福祉協議会、法律・社会福祉等関係団体、さいたま家庭裁判所などと連携・協力して、成年後見制度の利用促進に取り組んでいます。また、九都県市では成年後見制度の利用促進を図るため共通のロゴマークを作成しました。



そもそも成年後見制度とはどんな制度ですか？



認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断する能力が不十分な人は介護・福祉サービスや医療機関の利用、または財産の管理（※）などを一人で行うのが難しい場合があります。このような人たちの法律で守り、支えるのが成年後見制度です。



大きく分けると法定後見制度と任意後見制度の2つの制度があります。

※ 土地建物や銀行の預金などの管理、親からの相続のことなどが含まれます。



法定後見制度と任意後見制度の違いは何ですか？

任意後見制度	法定後見制度
判断能力があるときに	判断能力が不十分になったら
あらかじめ本人が選んだ人に、本人の判断能力が不十分になった時に、代わりにしてもらいたいことを契約で決めておきます。	本人の判断能力に応じて3つの種類があります。
	補助 判断能力が不十分な方を対象とします。 保佐 判断能力が著しく不十分な方を対象とします。 後見 判断能力が欠けているのが通常の状態の方を対象とします。



今必要な方にも、将来に備える方にもそれぞれに合った制度があります。



成年後見人等にはどのような人が選ばれますか？



家庭裁判所では、後見等の開始の審判（※）をすると同時に成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人のことを言います）を選びます。



成年後見人等は、家庭裁判所が、本人にとって最もふさわしいと思う人を選びます。

本人に法律上または生活上の課題がある、複雑な財産管理を要するなどの事情がある場合には、弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門的な知識を持っている人が選ばれることがあります。

※ 家庭裁判所に申立てを行う前に、まずは、制度や手続き、成年後見人等の候補者などについて、4ページの相談窓口にご相談してはいかがでしょうか。



成年後見人等にはどのような仕事をしますか？



成年後見人等は、本人の生活・医療・介護・福祉など、身のまわりの事柄にも目を配りながら本人を保護・支援します。

- 本人の不動産や預貯金等の財産を管理します。
- 本人の希望や体の状態、生活の様子等を考慮して、必要な福祉サービスや医療が受けられるようにします。
- サービスの利用契約の締結や医療費の支払などを行います。
- また、成年後見人等はその事務について家庭裁判所に報告し、家庭裁判所もしくは成年後見監督人等の監督を受けることになります。



* 食事の世話や実際の介護などは、一般に成年後見人等の職務ではありません。

成年後見制度利用への手続きの流れ

相談ができる場所

- 市町村に設置されている成年後見センター・中核機関*など
- 地域包括支援センター、社会福祉協議会
- 弁護士会、司法書士会、社会福祉士会などの専門職団体など

※成年後見制度などに関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を行う機関

申立てができる人

- 本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長

申立てを行う人が申立書を作成するのが難しい場合

- ・ 家庭裁判所のホームページで記載例を確認し、作成する。
- ・ 上記の相談窓口で、申立ての支援を依頼する。
- ・ 弁護士や司法書士に依頼する（料金が掛かります）。

法定後見（補助・保佐・後見）における手続きの流れ

1

申立て

申立て書類や申立て手数料などの費用が必要です。

2

調査等

裁判所から事情を尋ねられることや判断能力について鑑定を行うことがあります。

3

審判

後見開始の審判と同時に成年後見人等が選任されます。

4

報告

成年後見人等は、選任後1か月以内に、本人の財産や生活の状況を確認し、財産目録や生活状況等の報告書、収支予定表等を家庭裁判所に提出。その後、原則年1回裁判所に報告します。

参考資料：厚生労働省成年後見制度利用促進室ポータルサイト
法務省民事局 いざという時のために知って安心成年後見制度成年後見登記制度